

中華人民共和國著作權法修正案（草案）

一．第二条、第九条、第十一条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十二条の「公民」を「自然人」に、「その他の組織」を「非法人組織」に修正した。

二．第三条の「次に掲げる形式で創作される文学、美術及び自然科学、社会科学、産業技術等の著作物が含まれる」を「文学、芸術と科学分野において、獨創性を有し、かつ何らかの有形の形式で複製可能な知的成果をいい、次に掲げる著作物が含まれる」に修正した。

第三条第六項、第十条第一項第七号、第十五条、第二十一条第三項、第四十六条、第四十七条第八項の「映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物」、第十条第一項第十号の「映画及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物」、第十条第一項第十三号の「映画の撮影製作又は映画の撮影製作に類する」、第四十七条第六項の「映画の撮影製作、及び映画の撮影製作に類する」、第五十三条の「映画著作物、映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物」を「視聽覚著作物」に修正した。

第三条では一項「前項に定める著作物は、国家の著作權主管部門が認定する登録機関に登録することができる。」を追加し、第二項とした。

三．第四条を「著作權者及び著作隣接權者が著作權又は著作隣接權を行使するときは、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を害してはならず、權利を乱用して著作物の正常な伝達に影響を及ぼしてはならない。国家は法により、著作物の出版、伝達に対して管理監督を行う。」に修正した。

四．第五条第二項の「時事報道」を「單純な事實情報」に修正した。

五．第七条、第二十六条、第二十八条の「國務院の著作權行政管理部門」を「国家著作權主管部門」に修正した。

第七条の「主管する」を「責任を負う」に修正し、「各省・自治区・管轄市の人民政府における著作權行政管理部門」を「県級以上の地方における著作權主管部門」に修正した。

六．第八条の「著作權集團管理組織は授權された後に、自らの名義でもって著作權者と著作隣接權者のために權利を主張することができる」を「著作權集團管理組織は非營利法人であり、授權された後に、自らの名義でもって著作權者と著作隣接權者のために權利を主張することができる」に修正した。

一項「著作權集團管理組織は、授權に基づき使用者から使用料を徴収する。使用料の徴収基準は著作權集團管理組織と使用者代表の協議により確定し、協議が成立しない場合は、国家著作權主管部門に裁定を申請し、又は人民法院に訴訟を提起することができる。」を追加し、第二項とした。

一項「著作權集團管理組織は、許諾使用料の受領と移転、管理費の取り出しと使用、使用料の未分配分などの全体の状況を社会に公表し、權利者と使用者の照会に供する權利情報照会システムを構築しなければならない。国家著作權主管部門は、著作權集團管理組織に対する管理監督を強化しなければならない。」を追加し、第三項とした。

改正前第二項を第四項にし、「著作權集團管理組織の設立形式・權利義務・著作權の許諾使用料の受領、分配及びその管理監督等については國務院が別段規定する。」と修正した。

七．第十条第一項第七号を「貸与權、即ち有償で他人が視聽覚著作物及びコンピュータソフトウェアの原本又は複製物を一時的に使用することを許諾する權利。コンピュータソフトウェア自体が貸与の主な対象ではないものを除く」に修正した。

第一項第十一号を「放送権、即ち有線方式又は無線方式によって著作物を公開放送又は中継し、及び拡声器又はその他の信号・音声・画像を伝送する類似工具を通して公衆に著作物を伝達・放送する権利」に修正した。

第一項第十二号を「情報ネットワーク伝達権、即ち有線又は無線方式により公衆に提供し、公衆が選定した時間、場所で著作物を入手するようにする権利」に修正した。

八. 第十二条では、一項「既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することにより生じた著作物の使用については、当該著作物の著作権者及び原著作物の著作権者の許諾を得るものとする。」を追加し、第二項とした。

九. 第十三条第一項を「二人以上の者が共同で創作した著作物の著作権は、共同作者によって共有され、協議をして合意の上で行使される。協議をしても合意できず、かつ、正当な理由がないときは、いずれの当事者も他の当事者が譲渡、他人に対する専用利用の許諾、質権設定以外の権利を行使することを妨げてはならない。ただし、その収益はすべての共同作者に合理的に分配しなければならない。創作に参加していない者は、共同作者とはなりえない。」に修正した。

十. 第十五条、第四十六条の「製作者」を「視聴覚著作物の製作者」に、第十五条第一項の「製作者が享有する」を「製作を組織し、それに責任を負う視聴覚著作物の製作者が享有する」に修正した。

十一. 第十六条第二項に一号「新聞社、雑誌社、通信社、放送局、テレビ局及び所属メディアのスタッフが創作した職務著作物」を追加し、第二号とした。

十二. 第十八条を「著作物の原本にかかる所有権の譲渡は、著作権の帰属を変更しない。ただし、美術及び撮影の著作物の原本にかかる展示権は、原本の所有者が享有する。

著作者が、未発表の美術及び撮影の著作物の原本の所有権を他人に譲渡し、譲受人が当該原本を展示することは、著作者の公表権の侵害を構成しない。」に修正した。

十三. 第二十一条第三項の「撮影された著作物」を削除した。

十四. 第二十二条第一項の「かつ著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない」を「かつ当該著作物の正常な使用に影響を及ぼしてはならず、著作権者の合法的権利・利益を不適切に損害してはならない」に修正した。

第一項第三号の「時事」を削除した。

第一項第六号の「翻訳又は少量複製し」を「翻訳、再生又は少量複製し」に修正した。

第一項第十号の「屋外」を削除した。

第一項第十二号を「既に公表された著作物を、読字障害者が知覚可能な独自の方法で当該障害者に提供する場合」に修正した。

十五. 第二十三条第一項の「9年制」と「著作者が事前に使用を許諾しない旨を表明した場合を除き」を削除した。

第二十三条第一項の「撮影著作物」の後に「グラフィック著作物」を追加した。

十六. 第三十八条を第三十七条に修正し、第一項第五号の「発行」の後に「貸与」を追加した。

十七. 一条「実演家が所属の実演事業者の実演任務遂行のために行う実演は職務実演とし、実演家は身分表示権を有し、その他の権利の帰属は、当事者間の取り決めによる。当事者間に取り決めがないとき、又は取り決めが不明確な場合は、職務実演の権利は実演事業者が享有するものとする。

職務実演の権利は実演家が享有する場合、実演事業者はその業務範囲内で当該実演を無償で使用することができる。」を追加し、第三十八条とした。

十八. 一条「録音製品を無線又は有線放送に使用する場合、又は音声を送信する技術装置

を介して公衆送信を行う場合、録音製作者に報酬を支払わなければならない。」を追加し、第四十三条とした。

十九. 第四十五条第一項を「放送局、テレビ局は、その放送した番組を載せる信号について、次の各号に掲げる権利を享有する。

(一) 他人が中継することを許諾する

(二) 他人が録音録画、複製することを許諾する

(三) 他人が情報ネットワークを通じて公衆送信することを許諾する」に修正した。

第四十五条第二項の「ラジオ・テレビ番組」を「信号」に修正した。

二十. 第五章の章名を「著作権と著作隣接権の保護」に修正した。

二十一. 一条「著作権及び著作隣接権を保護することを目的として、権利者は技術的措置を採用することができる。

許諾を得ずに、いかなる組織又は個人も技術的措置を故意に回避し、又は破壊してはならず、技術的措置の回避又は破壊を目的とする関連の装置又は部品の製造、輸入、公衆に対する提供を行ってはならず、他人が技術的措置を回避又は破壊するために故意に技術サービスを提供してはならない。ただし、法律、行政法規に回避を可能とする規定がある場合は、この限りではない。」を追加し、第四十七条とした。

二十二. 一条「次の各号に掲げる状況においては、技術的措置を回避することができる。ただし、他人に対し技術的措置を回避する技術、装置、又は部品を提供してはならず、著作権者が法により享受するその他の権利を侵害してはならない。

(一) 学校の教室における授業又は科学研究のために、少数の教育を担当する者、科学研究者に向けて、公表された著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又は放送局、テレビ局が放送した番組を載せる信号を提供する場合で、当該著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又は放送局、テレビ局が放送した番組を載せる信号を正常なルートを通して取得できない場合

(二) 営利目的ではなく、読字障害者が知覚可能な独特の方法で、当該障害者に対して公表された著作物を提供する場合で、当該著作物が正常なルートを通して取得できない場合

(三) 国家機関が行政・司法手続きに基づいて公務を執行する場合

(四) コンピュータ及びそのシステム又はネットワークのセキュリティ性能に対して測定を行う場合

(五) 暗号化又はコンピュータ・ソフトウェアのリバース・エンジニアリングに関する研究を行う場合」を追加し、第四十八条とした。

二十三. 一条「権利者の許諾を得ずに、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(一) 著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又は放送局、テレビ局が放送した番組を載せる信号上の権利管理情報を故意に削除又は変更する。ただし、技術的理由により削除又は変更を回避できない場合は、この限りではない。

(二) 著作物、レイアウトデザイン、実演、音録音録画製品、又は放送局、テレビ局が放送した番組を載せる信号上の権利管理情報が許諾を得ずに削除又は変更がなされたことを知りながら、又は知っているはずでありながら、公衆に提供する。」を追加し、第四十九条とした。

二十四. 一条「著作権又は著作隣接権を乱用し、伝達秩序を乱す場合は、著作権主管部門が是正を命じ、警告処分を与え、不法所得を没収し、不法経営額が5万元以上の場合、不法経営額の1倍以上5倍以下の罰金を併科することができる。不法経営額がない場合、不法経営額の算出が困難である場合、又は不法経営額が5万元未満の場合、25万元以下の罰金併科することができる。」を追加し、第五十条とした。

二十五. 第四十七条を第五十一条とし、第八号の「その著作物又は録音録画製品を貸与した場合」を「その著作物若しくは録音録画製品の原本、又は複製品を貸与した場合」に修正した。

二十六. 第四十八条を第五十二条とし、次のように修正した。「次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、本法第五十一条に規定する民事責任に加えて、著作権主管部門がその権利侵害行為の停止を命じ、警告処分を与え、不法所得を没収し、権利侵害にかかる複製品を没収、破棄し、主に権利侵害にかかる複製品の製作に用いる材料、工具、設備等を没収し、不法経営額が5万元以上の場合、不法経営額の1倍以上5倍以下の罰金を併科することができる。不法経営額違法がない場合、不法経営額の算出が困難である場合、又は不法経営額が5万元未満の場合、25万元以下の罰金を併科することができる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

(一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、上映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆送信した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(二) 他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合

(三) 実演家の許諾を得ずに、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行、貸与、又は情報ネットワークを通じて公衆送信した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(四) 録音録画製作者の許諾を得ずに、その製作した録音録画製品を複製、発行し、又は情報ネットワークを通じて公衆送信した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(五) 許諾を得ずに放送局、テレビ局が放送した番組を載せる信号を放送、複製、又は情報ネットワークを通じて公衆送信した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(六) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、技術的措置を故意に回避し、又は破壊した場合、主に技術的措置の回避若しくは破壊に用いる装置若しくは部品を故意に製造、輸入、若しくは他人に供給した場合、又は技術的措置を回避若しくは破壊するための技術サービスを故意に他人に提供した場合。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(七) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、著作物、レイアウトデザイン、実演、音録音録画製品、又は放送局、テレビ局が放送した番組を載せる信号上の権利管理情報を故意に削除又は変更した場合、著作物、レイアウトデザイン、実演、音録音録画製品、又は放送局、テレビ局が放送した番組を載せる信号上の権利管理情報が許諾を得ずに削除又は変更がなされたことを知りながら、又は知っているはずでありながら、公衆に提供した場合。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(八) 他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合。

二十七. 第四十九条を第五十三条とし、次のように修正した。「著作権又は著作隣接権を侵害する場合は、権利侵害者は権利者の実質的損失に基づいて損害賠償しなければならない。実質的損失の算出が困難であるときは、権利侵害者の不法所得に応じて損害賠償を行うことができる。権利者の実質的損失や権利侵害者の不法所得の算出が困難であるときは、当該権利許諾使用料の倍数に応じて損害賠償を行うことができる。著作権又は著作隣接権を故意に侵害し、情状が深刻な場合は、上述の方法により確定された金額の1倍以上5倍以下の損害賠償を行うことができる。

権利者の実質的損失、権利侵害者の不法所得、権利許諾使用料の算出が困難であるとき

は、人民法院が侵害行為の情状により 500 万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す。

賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を含めるべきである。

人民法院は賠償額を認定するにあたり、権利者が立証に尽力したものの、権利侵害に関わる帳簿、資料を主として権利侵害者が所持している場合、権利侵害者に権利侵害の行為に関わる帳簿、資料の提出を命ずることができる。権利侵害者が提出を拒み、又は虚偽の帳簿、資料を提出した場合、人民法院は権利者が主張し、提出した証拠を参考にして賠償額を認定することができる。」

二十八. 一条「著作権主管部門は、著作権及び著作隣接権の侵害疑義行為を調査・処分するとき、関係当事者に聞き取り調査し、違法疑義行為に関わる状況を取り調べること、当事者が違法疑義行為を行った場所又は物品について立入検査を実施すること、違法疑義行為に関わる契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を調査、複製すること、違法疑義行為を行った場所と物品を差押え又は押収すること、を行うことができる。

著作権主管部門が法により前項に規定する職権を行使するとき、当事者は助力・協力をしなければならない、これを拒み、又は妨害してはならない。」を追加し、第五十四条とした。

二十九. 第三十五条、第三十七条第二項、第四十条第二項、第四十四条、第五十条、第五十一条、第五十四条、第五十六条を削除した。

三十. 一条「当事者が契約義務を履行しない、又は契約義務の履行が取り決め条件に適合しないことにより、民事責任を負う場合、及び当事者が訴訟権利を行使し、保全を申し立てる場合は、関連法律の規定を適用する。」を追加し、第五十八条とした。

三十一. 一条「撮影著作物の公表権は、本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間が年 月 日前にすでに満了しているものの、本法第二十一条第一項の規定により、保護期間内にある場合、保護を受けない。」を追加し、第六十二条とした。

上述の内容に伴い、条項の順序と関連する記述についても調整を行った。

本改正案は 年 月 日より施行される。

「中華人民共和国著作権法」は、本改正案に基づき、対応する修正を加えて新たに公布される。

「中華人民共和国著作権法」

修正前後対照表

(条文の太字で表示した部分は、修正又は追加された部分)

修正前	修正後
第一章 総則	第一章 総則
<p>第一条 文学、芸術及び科学的著作物の著作者の著作権並びに著作権に隣接する権利・利益を保護し、社会主義における精神的文明と物質的文明の建設に有益な作品の創作と伝達を奨励し、更に社会主義文化及び科学事業の発展と繁栄を促すべく、憲法に基づき本法を制定する。</p>	<p>第一条 文学、芸術及び科学的著作物の著作者の著作権並びに著作権に隣接する権利・利益を保護し、社会主義における精神的文明と物質的文明の建設に有益な作品の創作と伝達を奨励し、更に社会主義文化及び科学事業の発展と繁栄を促すべく、憲法に基づき本法を制定する。</p>
<p>第二条 中国公民、法人又はその他の組織の著作物は、発表の要否を問わず、本法により著作権を享有する。</p> <p>外国人、無国籍人の著作物とその著作者が属する国又は通常の居住国と中国との間に締結された協議によって、又は共に加盟している国際条約によって享有される著作権は、本法の保護を享受する。</p> <p>外国人、無国籍人の著作物であり中国国内で最初に出版されたものは、本法により著作権を享有する。</p> <p>中国と協議が締結されず、又は共に国際条約に非加盟の国家の著作者及び無国籍人の著作物が、中国が加盟している国際条約の構成国において最初に出版されたとき、又は構成国と非構成国において同時に出版されたときは、本法における保護を享受する。</p>	<p>第二条 中国の自然人、法人又は非法人組織の著作物は、発表の要否を問わず、本法により著作権を享有する。</p> <p>外国人、無国籍人の著作物とその著作者が属する国又は通常の居住国と中国との間に締結された協議によって、又は共に加盟している国際条約によって享有される著作権は、本法の保護を享受する。</p> <p>外国人、無国籍人の著作物であり中国国内で最初に出版されたものは、本法により著作権を享有する。</p> <p>中国と協議が締結されず、又は共に国際条約に非加盟の国家の著作者及び無国籍人の著作物が、中国が加盟している国際条約の構成国において最初に出版されたとき、又は構成国と非構成国において同時に出版されたときは、本法における保護を享受する。</p>
<p>第三条 本法にいう著作物には、次に掲げる形式で創作される文学、美術及び自然科学、社会科学、産業技術等の著作物が含まれる。</p> <p>(一) 文字による著作物</p> <p>(二) 口述による著作物</p> <p>(三) 音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物</p> <p>(四) 美術、建築による著作物</p> <p>(五) 撮影による著作物</p> <p>(六) 映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物</p> <p>(七) 工事・建築設計図、製品設計</p>	<p>第三条 本法にいう著作物とは、文学、芸術と科学分野において、独創性を有し、かつ何らかの有形の形式で複製可能な知的成果をいい、次に掲げる著作物が含まれる。</p> <p>(一) 文字による著作物</p> <p>(二) 口述による著作物</p> <p>(三) 音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物</p> <p>(四) 美術、建築による著作物</p> <p>(五) 撮影による著作物</p> <p>(六) 視聴覚著作物</p> <p>(七) 工事・建築設計図、製品設計図、</p>

修正前	修正後
<p>図、地図、見取り図等の図形による著作物及び模型著作物</p> <p>(八) コンピュータソフトウェア</p> <p>(九) 法律、行政法規に規定されるその他の著作物</p>	<p>地図、見取り図等の図形による著作物及び模型著作物</p> <p>(八) コンピュータソフトウェア</p> <p>(九) 法律、行政法規に規定されるその他の著作物</p> <p>前項に定める著作物は、国家の著作権主管部門が認定する登録機関に登録することができる。</p>
<p>第四条 著作権者が著作権を行使するときは、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を害してはならない。国家は法により、著作物の出版、伝達に対して管理監督を行う。</p>	<p>第四条 著作権者及び著作隣接権者が著作権又は著作隣接権を行使するときは、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を害してはならず、権利を乱用して著作物の正常な伝達に影響を及ぼしてはならない。国家は法により、著作物の出版、伝達に対して管理監督を行う。</p>
<p>第五条 本法は次に掲げるものに適用されない。</p> <p>(一) 法律、法規及び国家機関の決議、決定、命令、その他立法、行政、司法的性質を有する文書、並びにそれら公文書の正式訳文</p> <p>(二) 時事報道</p> <p>(三) 暦法、汎用的数表、汎用的表及び公式</p>	<p>第五条 本法は次に掲げるものに適用されない。</p> <p>(一) 法律、法規及び国家機関の決議、決定、命令、その他立法、行政、司法的性質を有する文書、並びにそれら公文書の正式訳文</p> <p>(二) 単純な事実情報</p> <p>(三) 暦法、汎用的数表、汎用的表及び公式</p>
<p>第六条 民間文学芸術の著作物にかかる著作権の保護方法は、国务院が別段規定する。</p>	<p>第六条 民間文学芸術の著作物にかかる著作権の保護方法は、国务院が別段規定する。</p>
<p>第七条 国务院の著作権行政管理部門は、全国の著作権の管理業務を主管する。各省・自治区・管轄市の人民政府における著作権行政管理部門は本行政区域内の著作権の管理業務を主管する。</p>	<p>第七条 国家著作権主管部門は、全国の著作権の管理業務に責任を負う。県級以上の地方における著作権主管部門は、本行政区域内の著作権の管理業務に責任を負う。</p>
<p>第八条 著作権者及び著作隣接権者は、著作権集団管理組織に授権して著作権又は著作隣接権を行使させることができる。著作権集団管理組織は授権された後に、自らの名義でもって著作権者と著作隣接権者のために権利を主張することができる。併せて著作権又は著作隣接権にかかる訴訟や仲裁活動に当事者として関与することができる。</p> <p>著作権集団管理組織は非営利組織であり、その設立形式・権利義務・著作権の許</p>	<p>第八条 著作権者及び著作隣接権者は、著作権集団管理組織に授権して著作権又は著作隣接権を行使させることができる。著作権集団管理組織は非営利法人であり、授権された後に、自らの名義でもって著作権者と著作隣接権者のために権利を主張することができる。併せて著作権又は著作隣接権にかかる訴訟や仲裁活動に当事者として関与することができる。</p> <p>著作権集団管理組織は、授権に基づき使用者から使用料を徴収する。使用料の徴収</p>

修正前	修正後
<p>諾使用料の受領、分配及びその管理監督等については国務院が別段規定する。</p>	<p>基準は著作権集団管理組織と使用者代表の協議により確定し、協議が成立しない場合は、国家著作権主管部門に裁定を申請し、又は人民法院に訴訟を提起することができる。</p> <p>著作権集団管理組織は、許諾使用料の受領と移転、管理費の取り出しと使用、使用料の未分配分などの全体の状況を社会に公表し、権利者と使用者の照会に供する権利情報照会システムを構築しなければならない。国家著作権主管部門は、著作権集団管理組織に対する管理監督を強化しなければならない。</p> <p>著作権集団管理組織の設立形式・権利義務・著作権の許諾使用料の受領、分配及びその管理監督等については国務院が別段規定する。</p>
<p style="text-align: center;">第二章 著作権 第一節 著作権者及びその権利</p>	<p style="text-align: center;">第二章 著作権 第一節 著作権者及びその権利</p>
<p>第九条 著作権者には、次に掲げる者が含まれる。</p> <p>(一) 著作者</p> <p>(二) その他、本法により著作権を享有する公民、法人又はその他の組織</p>	<p>第九条 著作権者には、次に掲げる者が含まれる。</p> <p>(一) 著作者</p> <p>(二) その他、本法により著作権を享有する自然人、法人又は非法人組織</p>
<p>第十条 著作権には、次に掲げる人格権と財産権が含まれる。</p> <p>(一) 公表権、即ち著作権を公表するかどうかを決定する権利</p> <p>(二) 氏名表示権、即ち著作者の身分を表明し、著作物上に氏名を表示する権利</p> <p>(三) 改変権、即ち著作物を改変する、又は他人に授權して著作物を改変させる権利</p> <p>(四) 同一性保持権、即ち著作物が歪曲、改纂されないよう保護する権利</p> <p>(五) 複製権、即ち印刷・コピー・拓本・録音・録画・ダビング・デュープ等の方法によって作品を一部または複数部製作する権利</p> <p>(六) 発行権、即ち販売又は贈与の方法で公衆に著作物の原本又は複製品を提供する権利</p> <p>(七) 貸与権、即ち有償で他人が映画著</p>	<p>第十条 著作権には、次に掲げる人格権と財産権が含まれる。</p> <p>(一) 公表権、即ち著作権を公表するかどうかを決定する権利</p> <p>(二) 氏名表示権、即ち著作者の身分を表明し、著作物上に氏名を表示する権利</p> <p>(三) 改変権、即ち著作物を改変する、又は他人に授權して著作物を改変させる権利</p> <p>(四) 同一性保持権、即ち著作物が歪曲、改纂されないよう保護する権利</p> <p>(五) 複製権、即ち印刷・コピー・拓本・録音・録画・ダビング・デュープ等の方法によって作品を一部または複数部製作する権利</p> <p>(六) 発行権、即ち販売又は贈与の方法で公衆に著作物の原本又は複製品を提供する権利</p> <p>(七) 貸与権、即ち有償で他人が視聴覚</p>

修正前	修正後
<p>著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物及びコンピュータソフトウェアを一時的に使用することを許諾する権利。コンピュータソフトウェア自体が貸与の主な対象ではないものを除く</p> <p>(八) 展示権、即ち美術著作物、撮影著作物の原本又は複製品を公開陳列する権利</p> <p>(九) 実演権、即ち著作物を公開実演し、併せて各種手段を用いて著作物の実演を公開放送する権利</p> <p>(十) 上映権、即ち上映機材、スライド映写機等の技術設備を利用して、美術、撮影、映画及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物等を公開し再現する権利</p> <p>(十一) 放送権、即ち無線方式によって著作物を公開放送又は伝達し、又は有線方式による伝達又は中継方法で公衆に対して著作物を伝達・放送し、及び拡声器又はその他の信号・音声・画像を伝送する類似工具を通して公衆に著作物を伝達・放送する権利</p> <p>(十二) 情報ネットワーク伝達権、即ち有線又は無線方式により公衆に著作物を提供し、公衆が自ら選定した時間、場所で著作物を入手させるようにする権利</p> <p>(十三) 撮影製作権、即ち映画の撮影製作又は映画の撮影製作に類する方法により、著作物を媒体上に固定させる権利</p> <p>(十四) 翻案権、即ち著作物を改変し、独創性を有する新たな著作物を作り出す権利</p> <p>(十五) 翻訳権、即ち著作権をある言語文字から別の言語文字に変換する権利</p> <p>(十六) 編集権、即ち著作物又は著作物の一部分を選択又は編成し、新たな著作物として編集する権利</p> <p>(十七) 著作権者が享有すべきその他の権利。</p> <p>著作権者は、前項第五号から第十七号までに規定する権利の行使を他人に許諾す</p>	<p>著作物及びコンピュータソフトウェアの原本又は複製物を一時的に使用することを許諾する権利。コンピュータソフトウェア自体が貸与の主な対象ではないものを除く</p> <p>(八) 展示権、即ち美術著作物、撮影著作物の原本又は複製品を公開陳列する権利</p> <p>(九) 実演権、即ち著作物を公開実演し、併せて各種手段を用いて著作物の実演を公開放送する権利</p> <p>(十) 上映権、即ち上映機材、スライド映写機等の技術設備を利用して、美術、撮影、視聴覚著作物等を公開し再現する権利</p> <p>(十一) 放送権、即ち有線方式又は無線方式によって著作物を公開放送又は中継し、及び拡声器又はその他の信号・音声・画像を伝送する類似工具を通して公衆に著作物を伝達・放送する権利</p> <p>(十二) 情報ネットワーク伝達権、即ち有線又は無線方式により公衆に提供し、公衆が選定した時間、場所で著作物を入手するようにする権利</p> <p>(十三) 撮影製作権、即ち視聴覚著作物の撮影製作方法により、著作物を媒体上に固定させる権利</p> <p>(十四) 翻案権、即ち著作物を改変し、独創性を有する新たな著作物を作り出す権利</p> <p>(十五) 翻訳権、即ち著作権をある言語文字から別の言語文字に変換する権利</p> <p>(十六) 編集権、即ち著作物又は著作物の一部分を選択又は編成し、新たな著作物として編集する権利</p> <p>(十七) 著作権者が享有すべきその他の権利。</p> <p>著作権者は、前項第五号から第十七号までに規定する権利の行使を他人に許諾することができ、かつ契約又は本法の関連規定により報酬を得ることができる。</p> <p>著作権者は、本条第一項第五号から第十七号までに規定する権利の全部又は一部を譲渡でき、かつ契約又は本法の関連規定</p>

修正前	修正後
<p>ることができ、かつ契約又は本法の関連規定により報酬を得ることができる。</p> <p>著作権者は、本条第一項第五号から第十七号までに規定する権利の全部又は一部を譲渡でき、かつ契約又は本法の関連規定により報酬を得ることができる。</p>	<p>により報酬を得ることができる。</p>
<p>第二節 著作権の帰属</p>	<p>第二節 著作権の帰属</p>
<p>第十一条 著作権は著作者に帰属する。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>著作物を創作した公民を著作者とする。</p> <p>法人又はその他の組織が主管し、法人又はその他の組織の意思を代表して創作し、かつ法人又はその他の組織が責任を負担する著作物については、法人又はその他の組織を著作者とみなす。</p> <p>反証がない限り、著作物上に氏名を表示した公民、法人、その他の組織は著作者とする。</p>	<p>第十一条 著作権は著作者に帰属する。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>著作物を創作した自然人を著作者とする。</p> <p>法人又は非法人組織が主管し、法人又は非法人組織の意思を代表して創作し、かつ法人又は非法人組織が責任を負担する著作物については、法人又は非法人組織を著作者とみなす。</p> <p>反証がない限り、著作物上に氏名を表示した自然人、法人、非法人組織は著作者とする。</p>
<p>第十二条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することにより生じた著作物の著作権は、その翻案、翻訳、注釈、整理をした者が享有する。ただし、著作権を行使するにあたっては、原著作物の著作権を侵害してはならない。</p>	<p>第十二条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することにより生じた著作物の著作権は、その翻案、翻訳、注釈、整理をした者が享有する。ただし、著作権を行使するにあたっては、原著作物の著作権を侵害してはならない。</p> <p>既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することにより生じた著作物の使用については、当該著作物の著作権者及び原著作物の著作権者の許諾を得るものとする。</p>
<p>第十三条 二人以上の者が共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者によって共有される。創作に参加していない者は、共同著作者とはなりえない。</p> <p>分割して使用できる共同著作物については、著作者は各自の創作部分に対して単独に著作権を享有できる。ただし、著作権を行使するときは、共同著作物全体の著作権を侵害してはならない。</p>	<p>第十三条 二人以上の者が共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者によって共有され、協議をして合意の上で行使される。協議をしても合意できず、かつ、正当な理由がないときは、いずれの当事者も他の当事者が譲渡、他人に対する専用利用の許諾、質権設定以外の権利を行使することを妨げてはならない。ただし、その収益はすべての共同著作者に合理的に分配しなければならない。創作に参加していない者は、共同著作者とはなりえない。</p> <p>分割して使用できる共同著作物につい</p>

修正前	修正後
	ては、著作者は各自の創作部分に対して単独に著作権を享有できる。ただし、著作権を行使するときは、共同著作物全体の著作権を侵害してはならない。
<p>第十四条 いくつかの著作物、著作物の一部、又は構成されていない著作物のデータ又はその他の資料を編集し、その内容を選択又は改編して独創性を体現している著作物は、編集著作物として、その著作権は編集者が享有する。ただし、著作権を行使するときは、原著作物の著作権を侵害してはならない。</p>	<p>第十四条 いくつかの著作物、著作物の一部、又は構成されていない著作物のデータ又はその他の資料を編集し、その内容を選択又は改編して独創性を体現している著作物は、編集著作物として、その著作権は編集者が享有する。ただし、著作権を行使するときは、原著作物の著作権を侵害してはならない。</p>
<p>第十五条 映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物の著作権は製作者が享有する。ただし、脚本、監督、撮影、作詞、作曲等の著作者は氏名表示権を享有し、併せて製作者と締結した契約によって報酬を受ける権利を享有する。</p> <p>映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物中の脚本、音楽等の単独で使用できる著作物の著作者は、その著作権を単独で行使する権利を享有する。</p>	<p>第十五条 視聴覚著作物の著作権は、製作を組織し、それに責任を負う視聴覚著作物の製作者が享有する。ただし、脚本、監督、撮影、作詞、作曲等の著作者は氏名表示権を享有し、併せて視聴覚著作物の製作者と締結した契約によって報酬を受ける権利を享有する。</p> <p>視聴覚著作物中の脚本、音楽等の単独で使用できる著作物の著作者は、その著作権を単独で行使する権利を享有する。</p>
<p>第十六条 公民が法人又はその他の組織にかかる業務上の任務を遂行するために創作した著作物は職務著作であり、本条第二項の規定を除き、その著作権は著作者が享有する。ただし、法人又はその他の組織はその業務の範囲内で優先的に使用できる権利を享有する。著作物が完成してから2年以内は、事業者の同意を得ずに、著作者は第三者に事業者が使用することと同様の方法で当該著作物を使用することを許諾してはならない。</p> <p>次に掲げる形態のいずれかの職務著作物については、著作者は氏名表示権を享有する。著作権にかかるその他の権利は、法人或いはその他の組織がこれを享有する。法人又はその他の組織は著作者に奨励を与えることができる。</p> <p>(一) 主として法人又はその他の組織が物質上の技術的条件を利用して創作し、か</p>	<p>第十六条 自然人が法人又は非法人組織にかかる業務上の任務を遂行するために創作した著作物は職務著作であり、本条第二項の規定を除き、その著作権は著作者が享有する。ただし、法人又は非法人組織はその業務の範囲内で優先的に使用できる権利を享有する。著作物が完成してから2年以内は、事業者の同意を得ずに、著作者は第三者に事業者が使用することと同様の方法で当該著作物を使用することを許諾してはならない。</p> <p>次に掲げる形態のいずれかの職務著作物については、著作者は氏名表示権を享有する。著作権にかかるその他の権利は、法人又は非法人組織がこれを享有する。法人又は非法人組織は著作者に奨励を与えることができる。</p> <p>(一) 主として法人又は非法人組織が物質上の技術的条件を利用して創作し、かつ</p>

修正前	修正後
<p>つ法人又はその他の組織が責任を負う建築・工事設計図、製品設計図、地図、コンピュータソフトウェア等の職務著作物</p> <p>(二) 法人又はその他の組織が著作権を享有することを、法律・行政法規が規定し、又は契約で定めた職務著作物</p>	<p>法人又は非法人組織が責任を負う建築・工事設計図、製品設計図、地図、コンピュータソフトウェア等の職務著作物</p> <p>(二) 新聞社、雑誌社、通信社、放送局、テレビ局及び所属メディアのスタッフが創作した職務著作物</p> <p>(三) 法人又は非法人組織が著作権を享有することを、法律・行政法規が規定し、又は契約で定めた職務著作物</p>
<p>第十七条 委託を受けて創作された著作物の著作権の帰属は、委託者及び受託者が契約により定めることとする。契約に明確な定めがない、又は契約を締結していない場合は、著作権は受託者に帰属する。</p>	<p>第十七条 委託を受けて創作された著作物の著作権の帰属は、委託者及び受託者が契約により定めることとする。契約に明確な定めがない、又は契約を締結していない場合は、著作権は受託者に帰属する。</p>
<p>第十八条 美術等の著作物の原本にかかる所有権の移転は、著作権の移転とはみなされない。ただし、美術著作物の原本にかかる展示権は、原本の所有者が享有する。</p>	<p>第十八条 著作物の原本にかかる所有権の譲渡は、著作権の帰属を変更しない。ただし、美術及び撮影の著作物の原本にかかる展示権は、原本の所有者が享有する。</p> <p>著作者が、未発表の美術及び撮影の著作物の原本の所有権を他人に譲渡し、譲受人が当該原本を展示することは、著作者の公表権の侵害を構成しない。</p>
<p>第十九条 著作権が公民に帰属する場合、当該公民が死亡した後、本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利については、本法に定める保護期間内に相続法の規定により移転する。</p> <p>著作権が法人又はその他の組織に帰属する場合、当該法人又はその他の組織が変更又は終了した後、本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利については、本法に定める保護期間内に当該権利義務を承継する法人又はその他の組織が享有する。当該権利義務を承継する法人又はその他の組織が存在しない場合には、国が享有する。</p>	<p>第十九条 著作権が自然人に帰属する場合、当該自然人が死亡した後、本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利については、本法に定める保護期間内に相続法の規定により移転する。</p> <p>著作権が法人又は非法人組織に帰属する場合、当該法人又は非法人組織が変更又は終了した後、本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利については、本法に定める保護期間内に当該権利義務を承継する法人又は非法人組織が享有する。当該権利義務を承継する法人又は非法人組織が存在しない場合には、国が享有する。</p>
<p>第三節 権利の保護期間</p>	<p>第三節 権利の保護期間</p>
<p>第二十条 著作者の氏名表示権、改変権、及び同一性保持権の保護期間は制限を受けない。</p>	<p>第二十条 著作者の氏名表示権、改変権、及び同一性保持権の保護期間は制限を受けない。</p>
<p>第二十一条 公民の著作物の公表権、本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間は著作者の生涯及</p>	<p>第二十一条 自然人の著作物の公表権、本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間は著作者の生涯</p>

修正前	修正後
<p>びその死亡後の 50 年とし、著作者の死亡の日から起算して 50 年を経過した年の 12 月 31 日までとする。共同著作物の場合、最後に死亡した著作者が死亡した日から起算して 50 年を経過した年の 12 月 31 日までとする。</p> <p>法人又はその他の組織の著作物及び著作権(氏名表示権を除く)を法人又はその他の組織が享有する職務著作物にかかる公表権及び本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間は 50 年とし、著作物が最初に公表された日から起算して 50 年を経過した年の 12 月 31 日までとする。ただし、著作物が創作完了後の 50 年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。</p> <p>映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、並びに撮影された著作物にかかる公表権及び本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間は 50 年とし、著作物が最初に公表された日から起算して 50 年を経過した年の 12 月 31 日までとする。ただし、著作物が創作完了後の 50 年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。</p>	<p>及びその死亡後の 50 年とし、著作者の死亡の日から起算して 50 年を経過した年の 12 月 31 日までとする。共同著作物の場合、最後に死亡した著作者が死亡した日から起算して 50 年を経過した年の 12 月 31 日までとする。</p> <p>法人又は非法人組織の著作物及び著作権(氏名表示権を除く)を法人又は非法人組織が享有する職務著作物にかかる公表権及び本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間は 50 年とし、著作物が最初に公表された日から起算して 50 年を経過した年の 12 月 31 日までとする。ただし、著作物が創作完了後の 50 年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。</p> <p>視聴覚著作物にかかる公表権及び本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間は 50 年とし、著作物が最初に公表された日から起算して 50 年を経過した年の 12 月 31 日までとする。ただし、著作物が創作完了後の 50 年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。</p>
第四節 権利の制限	第四節 権利の制限
<p>第二十二条 次の各号に掲げる状況において著作権を利用する場合は、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。ただし、著作者の氏名及び著作物の名称を明示しなければならず、かつ著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない。</p> <p>(一) 個人的な学習、研究又は鑑賞のために、他人に既に公表された著作物を使用する場合</p> <p>(二) ある著作物を紹介、評論、又はある問題を説明するために、著作物において他人に既に公表された著作物を適切に引用する場合</p> <p>(三) 時事ニュースを報道するために、新聞、定期刊行物、放送局、テレビ局等の</p>	<p>第二十二条 次の各号に掲げる状況において著作権を利用する場合は、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。ただし、著作者の氏名及び著作物の名称を明示しなければならず、かつ当該著作物の正常な使用に影響を及ぼしてはならず、著作権者の合法的権利・利益を不適切に損害してはならない。</p> <p>(一) 個人的な学習、研究又は鑑賞のために、他人に既に公表された著作物を使用する場合</p> <p>(二) ある著作物を紹介、評論、又はある問題を説明するために、著作物において他人に既に公表された著作物を適切に引用する場合</p> <p>(三) ニュースを報道するために、新聞、</p>

修正前	修正後
<p>メディアで既に公表された著作物をやむを得ず再現又は引用する場合</p> <p>(四) 新聞、定期刊行物、放送局、テレビ局等のメディアが、他の新聞、定期刊行物、放送局、テレビ局等のメディアにより既に公表された政治、経済、宗教問題に関する時事的文章を掲載又は放送する場合。ただし、著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない</p> <p>(五) 新聞、定期刊行物、放送局、テレビ局等のメディアが、公衆の集会において公表された演説を掲載又は放送する場合。ただし、著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない</p> <p>(六) 学校の教室における授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳又は少量複製し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合。ただし、それを出版又は発行してはならない。</p> <p>(七) 国家機関が公務執行のために、既に公表された著作物を合理的な範囲内で使用する場合</p> <p>(八) 図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館等が陳列又は版本を保存する必要から当該館が収蔵する著作物を複製する場合</p> <p>(九) 既に公表された著作物を無償で実演する場合、当該実演は公衆から費用を徴収せず実演家にも報酬を支払わない場合</p> <p>(十) 屋外公共場所に設置又は陳列されている美術の著作物につき、模写、描写、撮影又は録画する場合</p> <p>(十一) 中国公民、法人又はその他の組織により既に公表済みの漢言語により創作された著作物を、少数民族の言語文字に翻訳し国内で出版及び発行する場合</p> <p>(十二) 既に公表された著作物を点字にして出版する場合</p> <p>前項の規定は、出版者、実演家、録音録画製作者、放送局、テレビ局に対する権利の制限に適用する。</p>	<p>定期刊行物、放送局、テレビ局等のメディアで既に公表された著作物をやむを得ず再現又は引用する場合</p> <p>(四) 新聞、定期刊行物、放送局、テレビ局等のメディアが、他の新聞、定期刊行物、放送局、テレビ局等のメディアにより既に公表された政治、経済、宗教問題に関する時事的文章を掲載又は放送する場合。ただし、著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない</p> <p>(五) 新聞、定期刊行物、放送局、テレビ局等のメディアが、公衆の集会において公表された演説を掲載又は放送する場合。ただし、著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない</p> <p>(六) 学校の教室における授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳、再生又は少量複製し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合。ただし、それを出版又は発行してはならない。</p> <p>(七) 国家機関が公務執行のために、既に公表された著作物を合理的な範囲内で使用する場合</p> <p>(八) 図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館等が陳列又は版本を保存する必要から当該館が収蔵する著作物を複製する場合</p> <p>(九) 既に公表された著作物を無償で実演する場合、当該実演は公衆から費用を徴収せず実演家にも報酬を支払わない場合</p> <p>(十) 公共場所に設置又は陳列されている美術の著作物につき、模写、描写、撮影又は録画する場合</p> <p>(十一) 中国の自然人、法人又は非法人組織により既に公表済みの漢言語により創作された著作物を、少数民族の言語文字に翻訳し国内で出版及び発行する場合</p> <p>(十二) 既に公表された著作物を、読字障害者が知覚可能な独自の方法で当該障害者に提供する場合</p> <p>前項の規定は、出版者、実演家、録音録画製作者、放送局、テレビ局に対する権利の制限に適用する。</p>

修正前	修正後
<p>第二十三条 9 年制義務教育及び国の教育計画を実施するために編纂出版される教科書には、著作者が事前に使用を許諾しない旨を表明した場合を除き、著作者の許諾を得ることなく、当該教科書の中で既に公表された著作物の一部若しくは短編の文字による著作物、音楽著作物、又は一枚ものの美術著作物若しくは撮影著作物を編集することができる。ただし、規定に基づき報酬を支払わなければならない。併せて著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない。</p> <p>前項の規定は、出版者、実演家、録音録画製作者、放送局、テレビ局に対する権利の制限に適用する。</p>	<p>第二十三条 義務教育及び国の教育計画を実施するために編纂出版される教科書には、著作者の許諾を得ることなく、当該教科書の中で既に公表された著作物の一部若しくは短編の文字による著作物、音楽著作物、又は一枚ものの美術著作物、撮影著作物若しくはグラフィック著作物を編集することができる。ただし、規定に基づき報酬を支払わなければならない。併せて著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない。</p> <p>前項の規定は、出版者、実演家、録音録画製作者、放送局、テレビ局に対する権利の制限に適用する。</p>
<p>第三章 著作権の使用許諾及び譲渡契約</p>	<p>第三章 著作権の使用許諾及び譲渡契約</p>
<p>第二十四条 他人の著作物を使用するときは、著作権者と使用許諾契約を締結しなければならない。本法の規定により許諾を要しない場合はこの限りでない。</p> <p>使用許諾契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。</p> <p>(一) 使用を許諾する権利の種類 (二) 使用を許諾する権利の専用使用権か非専用使用権かの区別 (三) 使用を許諾する地理的範囲、期間 (四) 報酬支払基準及び方法 (五) 違約責任 (六) 当事者双方が取り決めに要すると認めるその他の内容</p>	<p>第二十四条 他人の著作物を使用するときは、著作権者と使用許諾契約を締結しなければならない。本法の規定により許諾を要しない場合はこの限りでない。</p> <p>使用許諾契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。</p> <p>(一) 使用を許諾する権利の種類 (二) 使用を許諾する権利の専用使用権か非専用使用権かの区別 (三) 使用を許諾する地理的範囲、期間 (四) 報酬支払基準及び方法 (五) 違約責任 (六) 当事者双方が取り決めに要すると認めるその他の内容</p>
<p>第二十五条 本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の譲渡は、書面による契約を締結しなければならない。</p> <p>譲渡契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。</p> <p>(一) 著作物の名称 (二) 譲渡する権利の種類、地理的範囲 (三) 譲渡価額 (四) 譲渡額の支払日及び方法 (五) 違約責任 (六) 当事者双方が取り決めに要すると認めるその他の内容</p>	<p>第二十五条 本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の譲渡は、書面による契約を締結しなければならない。</p> <p>譲渡契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。</p> <p>(一) 著作物の名称 (二) 譲渡する権利の種類、地理的範囲 (三) 譲渡価額 (四) 譲渡額の支払日及び方法 (五) 違約責任 (六) 当事者双方が取り決めに要すると認めるその他の内容</p>

修正前	修正後
<p>第二十六条 著作権を目的とする質権を設定する場合、質権を設定する者と質権を有する者は共同で、国務院著作権行政管理部門に質権設定の登記手続きを行わなければならない。</p>	<p>第二十六条 著作権を目的とする質権を設定する場合、質権を設定する者と質権を有する者は共同で、国家著作権主管部門に質権設定の登記手続きを行わなければならない。</p>
<p>第二十七条 使用許諾契約及び譲渡契約において、著作権者が許諾又は譲渡を明確にしていない権利については、相手方当事者は著作権者の同意を得ずにこれを行ってはならない。</p>	<p>第二十七条 使用許諾契約及び譲渡契約において、著作権者が許諾又は譲渡を明確にしていない権利については、相手方当事者は著作権者の同意を得ずにこれを行ってはならない。</p>
<p>第二十八条 著作物の使用報酬支払基準は当事者が取り決めることができ、国務院の著作権行政管理部門が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づいて報酬を支払うこともできる。当事者間の取り決めが不明確な場合は、国務院の著作権行政管理部門が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づき報酬を支払う。</p>	<p>第二十八条 著作物の使用報酬支払基準は当事者が取り決めることができ、国家著作権主管部門が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づいて報酬を支払うこともできる。当事者間の取り決めが不明確な場合は、国家著作権主管部門が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づき報酬を支払う。</p>
<p>第二十九条 出版者、実演家、録音録画製作者、放送局、テレビ局等が、本法の関係規定に基づいて他人の著作物を使用する場合には、著作者の氏名表示権、改変権、同一性保持権及び報酬を受ける権利を侵害してはならない。</p>	<p>第二十九条 出版者、実演家、録音録画製作者、放送局、テレビ局等が、本法の関係規定に基づいて他人の著作物を使用する場合には、著作者の氏名表示権、改変権、同一性保持権及び報酬を受ける権利を侵害してはならない。</p>
<p>第四章 出版、実演、録音録画、放送 第一節 図書及び新聞・刊行物の出版</p>	<p>第四章 出版、実演、録音録画、放送 第一節 図書及び新聞・刊行物の出版</p>
<p>第三十条 図書出版者は図書を出版する場合に著作権者と出版契約を締結しなければならない。かつ報酬を支払わなければならない。</p>	<p>第三十条 図書出版者は図書を出版する場合に著作権者と出版契約を締結しなければならない。かつ報酬を支払わなければならない。</p>
<p>第三十一条 図書出版者は、著作権者から出版用に渡された著作物に対し、契約の取り決めにより専有する出版権が法による保護を受ける。他人は、当該著作物を出版してはならない。</p>	<p>第三十一条 図書出版者は、著作権者から出版用に渡された著作物に対し、契約の取り決めにより専有する出版権が法による保護を受ける。他人は、当該著作物を出版してはならない。</p>
<p>第三十二条 著作権者は契約に定める期間に従って著作物を引き渡さねばならない。図書出版者は契約に定める出版の品質、期間に従い、図書を出版しなければならない。</p> <p>図書出版者が契約に定める期間内に出版しない場合、本法第五十四条の規定に基づき民事責任を負わねばならない。</p>	<p>第三十二条 著作権者は契約に定める期間に従って著作物を引き渡さねばならない。図書出版者は契約に定める出版の品質、期間に従い、図書を出版しなければならない。</p> <p>図書出版者が契約に定める期間内に出版しない場合、本法第五十八条の規定に基づき民事責任を負わねばならない。</p>

修正前	修正後
<p>図書出版者が著作物を増刷又は再版する場合は、著作権者に通知しなければならない。かつ報酬を支払わなければならない。図書が完売された後、図書出版者が増刷又は再版を拒否した場合に、著作権者は当該契約を終了する権利を享有する。</p>	<p>図書出版者が著作物を増刷又は再版する場合は、著作権者に通知しなければならない。かつ報酬を支払わなければならない。図書が完売された後、図書出版者が増刷又は再版を拒否した場合に、著作権者は当該契約を終了する権利を享有する。</p>
<p>第三十三条 著作権者は、新聞社、定期刊行物出版社に投稿する際に、原稿発送日から 15 日以内に新聞社の掲載決定通知を受領しなかった場合、又は原稿発送日から 30 日以内に定期刊行物出版社の掲載決定通知を受領しなかった場合は、同一の著作物を他の新聞社、定期刊行物出版社に投稿することができる。当事者双方に別段の取り決めがある場合は、この限りでない。</p> <p>著作物が掲載された後、著作権者が転載又は抜粋・編集をしてはならない旨を表明している場合を除き、他の新聞・刊行物はこれを転載し、又はダイジェスト、資料として掲載することができる。ただし、規定に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない。</p>	<p>第三十三条 著作権者は、新聞社、定期刊行物出版社に投稿する際に、原稿発送日から 15 日以内に新聞社の掲載決定通知を受領しなかった場合、又は原稿発送日から 30 日以内に定期刊行物出版社の掲載決定通知を受領しなかった場合は、同一の著作物を他の新聞社、定期刊行物出版社に投稿することができる。当事者双方に別段の取り決めがある場合は、この限りでない。</p> <p>著作物が掲載された後、著作権者が転載又は抜粋・編集をしてはならない旨を表明している場合を除き、他の新聞・刊行物はこれを転載し、又はダイジェスト、資料として掲載することができる。ただし、規定に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない。</p>
<p>第三十四条 図書出版者は、著作者の許諾を受けて、著作物を改変又は修正削除することができる。</p> <p>新聞社、定期刊行物出版社は、著作物に対し文字上の改変及び修正削除を行うことができる。内容の改変については、著作者の許諾を得なければならない。</p>	<p>第三十四条 図書出版者は、著作者の許諾を受けて、著作物を改変又は修正削除することができる。</p> <p>新聞社、定期刊行物出版社は、著作物に対し文字上の改変及び修正削除を行うことができる。内容の改変については、著作者の許諾を得なければならない。</p>
<p>第三十五条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理、編集することで生じた著作物を出版する場合、著作物を翻案、翻訳、注釈、整理、編集した著作権者及び原著作物の著作権者の許諾を得なければならない。かつ報酬を支払わなければならない。</p>	<p>削除</p>
<p>第三十六条 出版者は、その出版した図書、定期刊行物のレイアウトデザインを使用することを他人に許諾し、又は禁止する権利を享有する。</p> <p>前項に定める権利の保護期間は 10 年とし、当該レイアウトデザインを使用する図書、定期刊行物が最初に出版された日から起算して 10 年を経過した年の 12 月 31 日</p>	<p>第三十五条 出版者は、その出版した図書、定期刊行物のレイアウトデザインを使用することを他人に許諾し、又は禁止する権利を享有する。</p> <p>前項に定める権利の保護期間は 10 年とし、当該レイアウトデザインを使用する図書、定期刊行物が最初に出版された日から起算して 10 年を経過した年の 12 月 31 日</p>

修正前	修正後
までとする。	までとする。
第二節 実演	第二節 実演
<p>第三十七条 他人の著作物を利用して実演する場合、実演家（役者、実演事業者）は著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。実演事業者が実演を行う場合、当該事業者は著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p> <p>既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することで生じた著作物を利用して実演を行う場合、著作物を翻案、翻訳、注釈、整理した著作権者及び原著作物の著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p>	<p>第三十六条他人の著作物を利用して実演する場合、実演家（役者、演出を行う事業者）は著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。演出を行う事業者が演出を行う場合、当該事業者は著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p>
<p>第三十八条 実演家はその実演について次の各号に掲げる権利を享有する。</p> <p>（一）実演家の身分を表示する権利</p> <p>（二）実演イメージが歪曲されないよう保護する権利</p> <p>（三）他人が現場から生放送及びその現場からの実演を公開送信することを許諾し、かつ報酬を受ける権利</p> <p>（四）他人が録音録画することを許諾し、かつ報酬を受ける権利</p> <p>（五）他人が、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行することを許諾し、かつ報酬を受ける権利</p> <p>（六）他人が情報ネットワークを通じてその実演を公衆送信することを許諾し、かつ報酬を受ける権利</p> <p>許諾を得た者は、前項第三号から第六号までに定める方法により著作物を使用する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p>	<p>第三十七条 実演家はその実演について次の各号に掲げる権利を享有する。</p> <p>（一）実演家の身分を表示する権利</p> <p>（二）実演イメージが歪曲されないよう保護する権利</p> <p>（三）他人が現場から生放送及びその現場からの実演を公開送信することを許諾し、かつ報酬を受ける権利</p> <p>（四）他人が録音録画することを許諾し、かつ報酬を受ける権利</p> <p>（五）他人が、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行、貸与することを許諾し、かつ報酬を取得する権利</p> <p>（六）他人が情報ネットワークを通じてその実演を公衆送信することを許諾し、かつ報酬を受ける権利</p> <p>許諾を得た者は、前項第三号から第六号までに定める方法により著作物を使用する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p>
	<p>第三十八条 実演家が所属の実演事業者の実演任務遂行のために行う実演は職務実演とし、実演家は身分表示権を有し、その他の権利の帰属は、当事者間の取り決めによる。当事者間に取り決めがないとき、又は取り決めが不明確な場合は、職務実演の権利は実演事業者が享有するものとする。</p> <p>職務実演の権利は実演家が享有する場</p>

修正前	修正後
	合、実演事業者はその業務範囲内で当該実演を無償で使用することができる。
<p>第三十九条 本法第三十八条第一項第一号、第二号に定める権利の保護期間は制限を受けない。</p> <p>本法第三十八条第一項第三号から第六号までに定める権利の保護期間は50年とし、当該実演が発生した日から起算して50年が経過した年の12月31日までとする。</p>	<p>第三十九条 本法第三十七条第一項第一号、第二号に定める権利の保護期間は制限を受けない。</p> <p>本法第三十七条第一項第三号から第六号までに定める権利の保護期間は50年とし、当該実演が発生した日から起算して50年が経過した年の12月31日までとする。</p>
第三節 録音録画	第三節 録音録画
<p>第四十条 録音録画製作者が、他人の著作物を利用して録音録画製品を製作する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p> <p>録音録画製作者が、著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することで生じた著作物を利用する場合、著作物を翻案、翻訳、注釈、整理した著作権者及び原本の著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p> <p>録音製作者が、録音製品に合法的に収録されている他人の音楽の著作物を使用して録音製品を製作する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬を支払わなければならない。著作権者が使用を許諾しない旨を表明している場合、これを使用してはならない。</p>	<p>第四十条 録音録画製作者が、他人の著作物を利用して録音録画製品を製作する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p> <p>録音製作者が、録音製品に合法的に収録されている他人の音楽の著作物を使用して録音製品を製作する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬を支払わなければならない。著作権者が使用を許諾しない旨を表明している場合、これを使用してはならない。</p>
<p>第四十一条 録音録画製作者が録音録画製品を製作するときは、実演家と契約を締結しなければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p>	<p>第四十一条 録音録画製作者が録音録画製品を製作するときは、実演家と契約を締結しなければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p>
<p>第四十二条 録音録画製作者は、その製作した録音録画製品に対して、他人に複製、発行、貸与、情報ネットワークを通じた公衆送信を許諾し、かつ報酬を受ける権利を享有する。権利の保護期間は50年とし、当該製品が最初に製作を完成した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。</p> <p>許諾を得た者は、録音録画製品を複製、発行、情報ネットワークを通じた公衆送信を行う場合、著作権者及び実演家の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わな</p>	<p>第四十二条 録音録画製作者は、その製作した録音録画製品に対して、他人に複製、発行、貸与、情報ネットワークを通じた公衆送信を許諾し、かつ報酬を受ける権利を享有する。権利の保護期間は50年とし、当該製品が最初に製作を完成した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。</p> <p>許諾を得た者は、録音録画製品を複製、発行、情報ネットワークを通じた公衆送信を行う場合、著作権者及び実演家の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わな</p>

修正前	修正後
ればならない。	ればならない。
	第四十三条 録音製品を無線又は有線放送に使用する場合、又は音声を送信する技術装置を介して公衆送信を行う場合、録音製作者に報酬を支払わなければならない。
第四節 放送局、テレビ局の放送	第四節 放送局、テレビ局の放送
<p>第四十三条 放送局、テレビ局は公表がされていない他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p> <p>放送局、テレビ局は、公表済みの他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、報酬は支払わなければならない。</p>	<p>第四十四条 放送局、テレビ局は公表がされていない他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p> <p>放送局、テレビ局は、公表済みの他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、報酬は支払わなければならない。</p>
<p>第四十四条 放送局、テレビ局は出版済みの録音製品を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、報酬は支払わなければならない。当事者間に別段の取り決めがある場合は、この限りでない。これらの具体的な方法は国务院が規定する。</p>	削除
<p>第四十五条 放送局、テレビ局は、許諾を受けていない次の各号に掲げる行為の禁止権を有する。</p> <p>(一) その放送するラジオ・テレビ番組を中継する</p> <p>(二) その放送するラジオ・テレビ番組を音楽・映像媒体に録音録画する、及び音楽・映像媒体を複製すること</p> <p>前項に定める権利の保護期間は 50 年とし、当該ラジオ・テレビ番組が最初に放送された日から起算して 50 年が経過した年の 12 月 31 日までとする。</p>	<p>第四十五条 放送局、テレビ局は、その放送した番組を載せる信号について、次の各号に掲げる権利を享有する。</p> <p>(一) 他人が中継することを許諾する</p> <p>(二) 他人が録音録画、複製することを許諾する</p> <p>(三) 他人が情報ネットワークを通じて公衆送信することを許諾する</p> <p>前項に定める権利の保護期間は 50 年とし、当該信号が最初に放送された日から起算して 50 年が経過した年の 12 月 31 日までとする。</p>
<p>第四十六条 テレビ局が他人の映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、録画著作物を放送する場合は、製作者又は録画製作者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。他人の録画著作物を放送する場合は、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p>	<p>第四十六条 テレビ局が他人の視聴覚著作物、録画著作物を放送する場合は、視聴覚著作物の製作者又は録画製作者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。他人の録画著作物を放送する場合は、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p>
第五章 法律責任及び執行措置	第五章 著作権と著作隣接権の保護
	第四十七条 著作権及び著作隣接権を保護することを目的として、権利者は技術的措

修正前	修正後
	<p>置を採用することができる。</p> <p>許諾を得ずに、いかなる組織又は個人も技術的措置を故意に回避し、又は破壊してはならず、技術的措置の回避又は破壊を目的とする、関連の装置又は部品の製造、輸入、公衆に対する提供を行ってはならず、他人が技術的措置を回避又は破壊するために故意に技術サービスを提供してはならない。ただし、法律、行政法規に回避を可能とする規定がある場合は、この限りではない。</p>
	<p>第四十八条 次の各号に掲げる状況においては、技術的措置を回避することができる。ただし、他人に対し技術的措置を回避する技術、装置、又は部品を提供してはならず、著作権者が法により享受するその他の権利を侵害してはならない。</p> <p>(一) 学校の教室における授業又は科学研究のために、少数の教育を担当する者、科学研究者に向けて、公表された著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又は放送局、テレビ局が放送した番組を載せる信号を提供する場合で、当該著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又は放送局、テレビ局が放送した番組を載せる信号を正常なルートを通して取得できない場合</p> <p>(二) 営利目的ではなく、読字障害者が知覚可能な独特の方法で、当該障害者に対して公表された著作物を提供する場合で、当該著作物が正常なルートを通じて取得できない場合</p> <p>(三) 国家機関が行政・司法手続きに基づいて公務を執行する場合</p> <p>(四) コンピュータ及びそのシステム又はネットワークのセキュリティ性能に対して測定を行う場合</p> <p>(五) 暗号化又はコンピュータ・ソフトウェアのリバース・エンジニアリングに関する研究を行う場合</p>
	<p>第四十九条 権利者の許諾を得ずに、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(一) 著作物、レイアウトデザイン、実</p>

修正前	修正後
	<p>演、録音録画製品、又は放送局、テレビ局が放送した番組を載せる信号上の権利管理情報を故意に削除又は変更する。ただし、技術的理由により削除又は変更を回避できない場合は、この限りではない。</p> <p>(二) 著作物、レイアウトデザイン、実演、音録音録画製品、又は放送局、テレビ局が放送した番組を載せる信号上の権利管理情報が許諾を得ずに削除又は変更がなされたことを知りながら、又は知っているはずでありながら、公衆に提供する。</p>
	<p>第五十条 著作権又は著作隣接権を乱用し、伝達秩序を乱す場合は、著作権主管部門が是正を命じ、警告処分を与え、不法所得を没収し、不法経営額が5万元以上の場合、不法経営額の1倍以上5倍以下の罰金を併科することができる。不法経営額がない場合、不法経営額の算出が困難である場合、又は不法経営額が5万元未満の場合、25万元以下の罰金を併科することができる。</p>
<p>第四十七条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、情状により侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。</p> <p>(一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を公表した場合</p> <p>(二) 共同作者の許諾を得ずに他人と共同で創作した著作物を自ら単独で創作した著作物として公表した場合</p> <p>(三) 創作に参加せずに、個人の名誉と利益のために、他人の著作物に氏名を表示した場合</p> <p>(四) 他人の著作物を歪曲、改ざんした場合</p> <p>(五) 他人の著作物を盗用した場合</p> <p>(六) 著作権者の許諾を得ずに、展示、映画の撮影製作、及び映画の撮影製作に類する方法により著作物を使用し、又は翻案、翻訳、注釈等により著作物を使用した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(七) 他人の著作物を使用し、報酬を支</p>	<p>第五十一条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、情状により侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。</p> <p>(一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を公表した場合</p> <p>(二) 共同作者の許諾を得ずに他人と共同で創作した著作物を自ら単独で創作した著作物として公表した場合</p> <p>(三) 創作に参加せずに、個人の名誉と利益のために、他人の著作物に氏名を表示した場合</p> <p>(四) 他人の著作物を歪曲、改ざんした場合</p> <p>(五) 他人の著作物を盗用した場合</p> <p>(六) 著作権者の許諾を得ずに、展示、視聴覚著作物の撮影製作により著作物を使用し、又は翻案、翻訳、注釈等により著作物を使用した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(七) 他人の著作物を使用し、報酬を支払わねばならないにもかかわらず、それを</p>

修正前	修正後
<p>払わねばならないにもかかわらず、それを支払わなかった場合</p> <p>(八) 映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の著作権者、又は著作隣接権者の許諾を得ずに、その著作物又は録音録画製品を貸与した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(九) 出版者の許諾を得ずに、その出版された図書、定期刊行物のレイアウトデザインを使用した場合</p> <p>(十) 実演家の許諾を得ずに、現場から生放送若しくは現場の実演を公開伝達した場合、又はその実演を収録した場合</p> <p>(十一) その他著作権及び著作隣接権の侵害行為</p>	<p>支払わなかった場合</p> <p>(八) 視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の著作権者、又は著作隣接権者の許諾を得ずに、その著作物若しくは録音録画製品の原本、又は複製品を貸与した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(九) 出版者の許諾を得ずに、その出版された図書、定期刊行物のレイアウトデザインを使用した場合</p> <p>(十) 実演家の許諾を得ずに、現場から生放送又は現場の実演を公開伝達した場合、又はその実演を収録した場合</p> <p>(十一) その他著作権及び著作隣接権の侵害行為</p>
<p>第四十八条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、情状により侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。同時に公共の利益を損害したものは、著作権行政管理部門がその権利侵害行為の停止を命じ、不法所得を没収し、権利侵害にかかる複製品を没収、破棄し、かつ罰金に処することができる。情状が深刻な場合には、著作権行政管理部門は、更に主に権利侵害にかかる複製品の製作に用いる材料、工具、設備等を没収することもできる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。</p> <p>(一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、上映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆送信した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合</p> <p>(三) 実演家の許諾を得ずに、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行し、又は情報ネットワークを通じて公衆送信した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(四) 録音録画製作者の許諾を得ずに、</p>	<p>第五十二条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、本法第五十一条に規定する民事責任に加えて、著作権主管部門がその権利侵害行為の停止を命じ、警告処分を与え、不法所得を没収し、権利侵害にかかる複製品を没収、破棄し、主に権利侵害にかかる複製品の製作に用いる材料、工具、設備等を没収し、不法経営額が5万元以上の場合、不法経営額の1倍以上5倍以下の罰金を併科することができる。不法経営額違法がない場合、不法経営額の算出が困難である場合、又は不法経営額が5万元未満の場合、25万元以下の罰金を併科することができる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。</p> <p>(一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、上映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆送信した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合</p> <p>(三) 実演家の許諾を得ずに、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行、貸与、又は情報ネットワークを通じて公衆送信した場合。本法に別段の規定がある場</p>

修正前	修正後
<p>その製作した録音録画製品を複製、発行し、又は情報ネットワークを通じて公衆送信した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(五) 許諾を得ずにラジオ・テレビ番組を放送又は複製した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(六) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、権利者がその著作物、録音録画製品等に採用している著作権又は著作隣接権を保護するための技術的措置を故意に回避し、又は破壊した場合。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(七) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、著作物、録音録画製品等の権利管理電子情報を故意に削除又は変更した場合。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(八) 他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合</p>	<p>合は、この限りでない。</p> <p>(四) 録音録画製作者の許諾を得ずに、その製作した録音録画製品を複製、発行し、又は情報ネットワークを通じて公衆送信した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(五) 許諾を得ずに放送局、テレビ局が放送した番組を載せる信号を放送、複製、又は情報ネットワークを通じて公衆送信した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(六) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、技術的措置を故意に回避し、又は破壊した場合、主に技術的措置の回避若しくは破壊に用いる装置若しくは部品を故意に製造、輸入、若しくは他人に供給した場合、又は技術的措置を回避若しくは破壊するための技術サービスを故意に他人に提供した場合。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(七) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、著作物、レイアウトデザイン、実演、音録音録画製品、又は放送局、テレビ局が放送した番組を載せる信号上の権利管理情報を故意に削除又は変更した場合、著作物、レイアウトデザイン、実演、音録音録画製品、又は放送局、テレビ局が放送した番組を載せる信号上の権利管理情報が許諾を得ずに削除又は変更がなされたことを知りながら、又は知っているはずでありながら、公衆に提供した場合。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(八) 他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合</p>
<p>第四十九条 著作権又は著作隣接権を侵害する場合は、権利侵害者は権利者の実質的損失に基づいて損害賠償しなければならない。実質的損失の算出が困難であるときは、権利侵害者の不法所得に応じて損害賠償を行うことができる。賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を含めるものとする。</p>	<p>第五十三条 著作権又は著作隣接権を侵害する場合は、権利侵害者は権利者の実質的損失に基づいて損害賠償しなければならない。実質的損失の算出が困難であるときは、権利侵害者の不法所得に応じて損害賠償を行うことができる。権利者の実質的損失や権利侵害者の不法所得の算出が困難であるときは、当該権利許諾使用料の倍数</p>

修正前	修正後
<p>権利者の実質的損失又は権利侵害者の不法所得を確定することができないときは、人民法院が侵害行為の情状により 50 万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す。</p>	<p>に応じて損害賠償を行うことができる。著作権又は著作隣接権を故意に侵害し、情状が深刻な場合は、上述の方法により確定された金額の 1 倍以上 5 倍以下の損害賠償を行うことができる。</p> <p>権利者の実質的損失、権利侵害者の不法所得、権利許諾使用料の算出が困難であるときは、人民法院が侵害行為の情状により 500 万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す。</p> <p>賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を含めるべきである。</p> <p>人民法院は賠償額を認定するにあたり、権利者が立証に尽力したものの、権利侵害に関わる帳簿、資料を主として権利侵害者が所持している場合、権利侵害者に権利侵害の行為に関わる帳簿、資料の提出を命ずることができる。権利侵害者が提出を拒み、又は虚偽の帳簿、資料を提出した場合、人民法院は権利者が主張し、提出した証拠を参考にして賠償額を認定することができる。</p>
	<p>第五十四条 著作権主管部門は、著作権及び著作隣接権の侵害疑義行為を調査・処分するとき、関係当事者に聞き取り調査し、違法疑義行為に関わる状況を取り調べることに、当事者が違法疑義行為を行った場所又は物品について立入検査を実施すること、違法疑義行為に関わる契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を調査、複製すること、違法疑義行為を行った場所と物品を差押え又は押収すること、を行うことができる。</p> <p>著作権主管部門が法により前項に規定する職権を行使するとき、当事者は助力・協力をしなければならない、これを拒み、又は妨害してはならない。</p>
<p>第五十条 著作権者又は著作隣接権者は、他人がその権利侵害行為を現に行っている、又はまさに行おうとしていることを立証できる証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的権利・利益に</p>	<p>削除</p>

修正前	修正後
<p>補填しがたい損害を被らせるおそれがある場合は、訴えを提起する前に人民法院に關係行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう申立てることができる。</p> <p>人民法院が前項の請求を処理するにあたっては、「中華人民共和國民事訴訟法」第 93 条から第 96 条及び第 99 条の規定を適用する。</p>	
<p>第五十一条 侵害行為を制止するに際し、証拠が喪失するおそれがあり又はその後に入手することが困難な状況において、著作権者又は著作隣接権者は訴えを提起する前に人民法院に証拠保全を申立てることができる。</p> <p>人民法院は当該請求を受理した後、必ず 48 時間以内に裁定を下さなければならない。当該裁定が保全措置を採る場合は、直ちに執行を開始しなければならない。</p> <p>人民法院は申請人に担保の提供を命じることができる。申請人が担保を提供しないときは、当該請求を却下する。</p> <p>人民法院が保全措置を採った後 15 日以内に、申請人が訴えを提起しないときは、人民法院は当該保全措置を解除しなければならない。</p>	<p>削除</p>
<p>第五十二条 人民法院は事件の審理において、著作権又は著作隣接権にかかる侵害に対して、不法所得、権利侵害にかかる複製品及び違法行為に用いられた財物を没収することができる。</p>	<p>第五十五条 人民法院は事件の審理において、著作権又は著作隣接権にかかる侵害に対して、不法所得、権利侵害にかかる複製品及び違法行為に用いられた財物を没収することができる。</p>
<p>第五十三条 複製品の出版者、製作者が、その出版、製作が合法的に授権されたものであることを証明できない、複製品の発行者又は映画著作物、映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の複製品の貸与者がその発行、貸与した複製品の合法的な入手ルートを証明できない場合は、法的責任を負わなければならない。</p>	<p>第五十六条 複製品の出版者、製作者が、その出版、製作が合法的に授権されたものであることを証明できない、複製品の発行者又は視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の複製品の貸与者がその発行、貸与した複製品の合法的な入手ルートを証明できない場合は、法的責任を負わなければならない。</p>
<p>第五十四条 当事者が契約の義務を履行しない、又は契約義務の履行が取り決め条件に適合しない場合は、「中華人民共和國民法通則」「中華人民共和國契約法」等の関</p>	<p>削除</p>

修正前	修正後
係法律の規定に従い、民事責任を負わなければならない。	
<p>第五十五条 著作権紛争は調停を行うことができ、当事者間で締結した書面による仲裁合意又は著作権契約中の仲裁条項に基づき仲裁機構に仲裁を申し立てることができる。</p> <p>当事者が書面による仲裁合意を締結しておらず、著作権契約中に仲裁条項を定めていない場合は、人民法院に直接訴えを提起することができる。</p>	<p>第五十七条 著作権紛争は調停を行うことができ、当事者間で締結した書面による仲裁合意又は著作権契約中の仲裁条項に基づき仲裁機構に仲裁を申し立てることができる。</p> <p>当事者が書面による仲裁合意を締結しておらず、著作権契約中に仲裁条項を定めていない場合は、人民法院に直接訴えを提起することができる。</p>
<p>第五十六条 当事者は、行政処罰に不服がある場合、行政処罰に関する決定書を受領した日から 3 か月以内に人民法院に訴えを提起することができる。期間が満了しても訴えを提起せず、又は履行しない場合、著作権行政管理部門は人民法院に執行を申立てることができる。</p>	<p>削除</p>
	<p>第五十八条 当事者が契約義務を履行しない、又は契約義務の履行が取り決め条件に適合しないことにより、民事責任を負う場合、及び当事者が訴訟権利を行使し、保全を申し立てる場合は、関連法律の規定を適用する。</p>
<p align="center">第六章 附則</p>	<p align="center">第六章 附則</p>
<p>第五十七条 本法にいう著作権とは、即ち版權のことである。</p>	<p>第五十九条 本法にいう著作権とは、即ち版權のことである。</p>
<p>第五十八条 本法第二条にいう出版とは、著作物の複製及び発行をいう。</p>	<p>第六十条 本法第二条にいう出版とは、著作物の複製及び発行をいう。</p>
<p>第五十九条 コンピュータソフトウェア、情報ネットワーク伝達権の保護方法は、国务院が別段定めるものとする。</p>	<p>第六十一条 コンピュータソフトウェア、情報ネットワーク伝達権の保護方法は、国务院が別段定めるものとする。</p>
	<p>第六十二条 撮影著作物の公表権は、本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間が年 月 日前にすでに満了しているものの、本法第二十一条第一項の規定により、保護期間内にある場合、保護を受けない。</p>
<p>第六十条 本法に定める著作権者、出版者、実演家、録音録画製作者、放送局、テレビ局の権利で、本法施行日に未だ本法に定める保護期間を超えていないものについては、本法による保護を受ける。</p>	<p>第六十三条 本法に定める著作権者、出版者、実演家、録音録画製作者、放送局、テレビ局の権利で、本法施行日に未だ本法に定める保護期間を超えていないものについては、本法による保護を受ける。</p>

修正前	修正後
<p>本法施行前に発生した権利侵害又は契約違反行為は、権利侵害時又は違反行為の発生時の関連規定及び政策によって処理される。</p>	<p>本法施行前に発生した権利侵害又は契約違反行為は、権利侵害時又は違反行為の発生時の関連規定及び政策によって処理される。</p>
<p>第六十一条 本法は、1991年6月1日より施行する。</p>	<p>第六十四条 本法は、1991年6月1日より施行する。</p>

出所：全人代公式サイト

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff80808171ba0ccc0171be96df3a02b0>

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。